

令和2年3月31日

市町村長 様

(政令市・中核市・我孫子市を除く)

千葉県健康福祉部障害福祉事業課長

日中サービス支援型共同生活援助における「地方公共団体が設置する協議会等
への報告・評価」について

平成30年4月に施行された障害者総合支援法の改正に伴い、共同生活援助（グループホーム）に新たな類型である「日中サービス支援型共同生活援助」が創設されました。

日中サービス支援型グループホームの運営に当たっては、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等（※）（以下、市町村協議会等）に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされております。

つきましては、具体的な運用について下記及び「日中サービス支援型共同生活援助における協議会への報告・協議会等からの評価等に関する実施要綱」のとおりとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

※法第89条の3第1項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの。

記

1. 報告・評価の方法について

日中サービス支援型指定共同生活援助を行っている者（以下、指定事業者）は、「報告・評価シート」（別添第2号様式）の「事業所記入欄」に必要事項を記入の上、「日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告書（事業者用）」（別添第1号様式）と併せて、指定事業者の事業所が所在する市町村協議会等に提出する。その後、市町村協議会等から指定事業者に対して評価・助言等を行う。

また、市町村協議会等は、評価等を取りまとめた上で、「日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告書（市町村用）」（別添第3号様式）を千葉県総合支援協議会（以下、県協議会）に報告を行い、県協議会は必要に応じ市町村協議会等に助言等を行う。

なお、知事が必要と認める場合には、新規に日中サービス支援型指定共同生活援助の指定申請を行う者（以下、新規指定事業者）は市町村協議会等に対して運営方針や活動内容等を説明することとし、当該協議会等による評価を受け、その内容を「市町村協議会等における評価結果等の報告書」（別添第4号様式）及び「市町村協議会等による評価結果報告シート」（別添第5号様式）を用いて知事へ報告を行う。

2. 定期的な報告・評価に係る関係書類の提出時期について

（1）指定事業者から市町村協議会等への提出時期について

指定事業者から市町村協議会等への提出時期は、当該市町村協議会等が別に定める期日までとする。なお1回目の提出は、指定後1年以内とし、以後は1年毎に提出するものとする。

（2）市町村協議会等から県協議会への提出時期について

市町村協議会等は評価結果等を取りまとめの上、県協議会へ毎年12月末日までに提出するものとする。

※提出時期及び事務の流れの詳細は別添フロー図を参考。

3. 定期的な報告・評価に係る関係書類の提出方法について

指定事業者は、別紙「日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告書（事業者用）」（別添第1号様式）、「報告・評価シート」（別添第2号様式）を指定事業者の事業所が所在する市町村協議会等に提出する。

なお、千葉県健康福祉部障害福祉事業課は当該事業者に対し、新規指定の申請時に関係書類の提出に関する説明を行う。

4. 様式等のダウンロードについて

報告・評価シート等の様式データは千葉県HPに掲載する。

【URL】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/shienhou/service/grouphome/index.html>